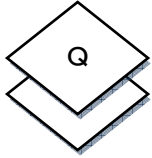




労働相談Q & Aで解決！

退職勧奨



雇用期間1年の契約社員として働いていますが、6か月経過したところで、職場の人間関係を理由に部長から退職するように言われました。従わない場合は解雇すると言われていました。どうすればよいでしょうか。

A 退職勧奨をされた場合、労働者がこれに応じなければならないといった義務はありません。退職したくない場合には、はっきりとその旨を伝えましょう。

解説はこちら

- 退職勧奨は、あくまで使用者が労働者に対して退職を勧めるという行為であり、これに応ずるかどうかは労働者の自由な判断で行うことができます。退職したくない場合には、はっきりと退職しないという意思を伝えることが大切です。
- 雇用期間が1年という期間の定めが有ることから、有期労働契約です。
法律上、労働者を解雇するためには、客観的に合理的な理由及び社会通念上相当であることが必要とされ、これらが認められない解雇については解雇権の濫用として無効とされます（労働契約法第16条）。そして、この労働者が有期契約の労働者である場合には、さらに一步進んで、「やむを得ない事由」が認められなければ期間満了までの間に解雇はできず、もし解雇された場合、その解雇は解雇権濫用として無効となります（同法第17条）。
- やむを得ない事由とは、期間満了を待つことなく直ちに雇用を終了させざるを得ないような特別の重大な事由とされており、具体的に該当するのは、労働者が就労不能となったことや、労働者に重大な非違行為があったこと、雇用継続を困難とするような経営難などとされています。

どうすれば？

- 職場の人間関係が理由とのことですが、具体的にどのような理由か会社に確認しましょう。この際、メモをとるか、後からメモに書き残すようにしましょう。
- 退職したくない場合は、はっきりとその旨を伝えましょう。
- 解雇された場合は、解雇理由証明書を請求し、解雇の理由を明らかにしましょう（退職の際に、労働者が解雇の理由についての証明書を請求した場合は、使用者は遅滞なくこの証明書を発行しなければなりません（労働基準法第22条第1項））。
- 自主的な解決が難しい場合は、労働委員会や労働局に相談しましょう。

お問い合わせ

○ 山梨県労働委員会事務局

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階

電話 055 (223) 1827

相談時間 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)

URL <https://www.yamanashi.lg.jp/roudou-iin/>

○ 山梨労働局総合労働相談コーナー

山梨労働局雇用環境・均等室内

電話 055 (225) 2851

甲府労働基準監督署内 (管轄区域: 下記以外の地域)

電話 055 (224) 5620

都留労働基準監督署内 (管轄区域: 都留市、大月市、上野原市、富士吉田市、南都留郡、北都留郡)

電話 0554 (43) 2195

鯉沢労働基準監督署内 (管轄区域: 南巨摩郡、西八代郡)

電話 0556 (22) 3181